

平成 31 年 3 月 14 日

飯綱町長 峯村 勝盛 様

飯綱町行政不服審査会
会長 山浦 能央

答申書の交付について

行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 30 年度諮問第 1 号

飯綱町まちづくり活動支援事業に関する処分に係る審査請求

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 1 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

飯綱町長が、飯綱町まちづくり活動支援事業補助金交付申請却下通知書により審査請求人に行った同事業補助金交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対して、審査請求人が平成 30 年 8 月 20 日（補正後 平成 30 年 10 月 5 日）に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、飯綱町まちづくり活動事業補助金交付申請（以下「本件申請」という。）を行ったが、同事業補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）第 2 条第 1 号の規定（以下「本件規定」という。）を満たしていないことから、本件処分となった。本件規定は、少子高齢化時代を迎えた今、時代に合った改正が必要であり、他の自治体でも認めている「最小人員は団体であれば 1 人でも大丈夫という基準にするべき」であり、地方自治法第 2 条第 14 項及び同法同条第 16 項の規定に違反しており違法である。

また、同事業の事前説明に際し、前担当者から「名簿の構成員に電話確認はしない」旨の回答をしたにもかかわらず、現担当者が名簿の構成員に構成員であるか電話確認した行為は本件申請のみで、また他の申請についても同様の確認を行っていないのなら地方自治法第 1 条、同法同条第 16 項及び刑法第 193 条の規定に違反しており違法であるとともに、本件申請そのものが妨害されたことが疑われる。

- (2) 審査請求人は、本件処分の却下通知書備考欄第 1 項に記載された事項について、関係機関と現在協議をしている。近隣の事例をみると、ナンバー付きの車両が歩道の草刈り作業を許可されているようで、今後全国に広がる可能性がある事業の経費を事業対象から外すことは時代錯誤である。

また、本件処分の却下通知書備考欄第 3 項に記載された事項については、活動範囲が広がり貢献すればするほど必要経費は増加する。本件申請に際し、事業を一本化すれば不利益になることからその行為は適当といえない。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件処分は、本件申請に際し本件要綱で定めている補助対象者要件を満たしているかどうかの確認を行ったもので、何ら違法な点は存在しない。
- (2) 審査請求人が地方自治法に違法しているという本件規定は、まちづくり活動支援という補助対象事業の内容に照らしてみると、普通地方公共団体の長に認められている合理的な裁量権の範囲内にあることから、本件要綱が違反しているというものではない。

具体的には、地方自治法第2条第14項は、地方自治運営の基本原則を規定したもので、本件処分と直接の結びつきはなく、また同法同条第16項は、法律等に基づき地方公共団体は事務処理を行わなければならないもので、本件処分は本件要綱という規定に基づいて事務処理を行ったものである。

また、事務処理が刑法第193条に違法しているという点については、全申請に対して名簿の構成員に確認していることから、本件申請のみが妨害されたとはいえない。

- (3) 本件申請に対し、本件処分の却下通知書備考欄第1項に記載された事項については、本件処分時点においては関係機関において認められておらず、この点において違法とはいえない。

また、本件処分の却下通知書備考欄第3項に記載された事項については、今回、4件の申請がされているが事業内容が同じく、同一の事業と認められるため、1つの申請として提出するよう求めたもので違法とはいえない。

第4 審査審議の経過

平成31年3月8日 審査庁からの諮問受理

平成31年3月8日 第1回審議

平成31年3月14日 審査請求人口頭意見陳述及び第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続きについて

本件審査請求に係る審理手続きは適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

補助金等に係る予算の適正な執行を期するためには、法令及び条例並びにこれらに基づく規則に特別の定めのあるもののほかは、補助金等の交付について基本的な事項を飯綱町補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）で定めている。

また、基本的な事項のほか詳細な事項については補助金交付要綱を制定して対応している。本件申請に対し、町が交付決定を判断する際には、交付規則第4条並びに本件要綱により手続きがなされており、本件処分について違法な点は存在しない。

なお、審査請求人は、本件規定は、少子高齢化を迎えた今、時代に合った改正が必要であり、他の自治体でも認めている「最小人員は団体であれば1人でも大丈夫という基準にするべき」である旨の主張は、少なくとも本件処分の請求理由には該当しない。

そして、地方公共団体の長には補助事業の内容に即し合理的な裁量権があるところ、本件規定は、補助の対象者として、町内に在住、在学、又は在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する団体と定められており、一個人への補助ではなく団体の活動として他地域への波及効果や地域住民の参加など、住民交流による地域の活性化につながるような活動として期待するものであって、現在においても一定の合理性が認められる。

よって、本件規定は前記裁量権の範囲内であると認められることから、本件規定が違反しており違法である旨の審査請求人の主張は不適というべきである。

そのほか、構成員への確認は全申請に対して行われていること。ナンバープレート無しの乗用草刈機の公道での走行が認められていないことは関係機関にも確認されていること。また、申請の一本化についても本件要綱の規定に沿ったもので違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査請求人の主張に理由がないものと認められるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

飯綱町行政不服審査会

委員 山浦 能央

委員 荒井 孝幸

委員 丸山 俊樹

委員 高野 哲浩